

1. はじめに

ファッション産業は国際的にも環境負荷が大きい産業と指摘されており、サステナブルなファッションが重要であるという認識と企業等による具体的な活動は、国際的に急速に広がっている。

令和6年4月に自由民主党環境・温暖化対策調査会が取りまとめた政策提言「～循環経済を国家戦略に～」において、「家庭から廃棄される衣類の量を2030年度までに2020年度比で25%削減」と「供給量の適正化を進める取組みも視野に入れた、情報開示や適正なリペア・リユース・リサイクルの官民連携のルールづくりを進めること。」が必要な対策として指摘された。

また、令和6年8月2日に第5次循環基本計画が閣議決定され、素材ごとの方向性のひとつに「繊維製品（ファッション）」を位置付けており、家庭から廃棄される衣類の量について2030年度までに2020年度比で25%削減を目指すとした。また、「産業界とともに適量生産・適量購入に転換し、リペア等による長寿命化の促進、適正なリユース・リサイクルのための回収、分別、設計・製造、販売における資源循環システムの構築に向けた必要な措置を講じる等、「サステナブルファッション」実現に向けた取組を行う。」としている。

上記を踏まえ、サステナブルファッションの推進や経済成長の促進の観点から、国内投資の促進と同時に、生活者が手軽に衣類を回収に出しやすい環境を実効的に構築するため、地方公共団体、事業者又は市民団体等が実施している地方創生にも資する先導的な取組を支援し、その成果を広く発信することで、他の地域への展開・波及を図ることを目的とし、以下についての公募を行う。

2. 対象事業

（1）事業の内容

本モデル事業は、先導的な使用済衣類回収のシステムを構築しようとする地方公共団体、事業者又は市民団体等を支援することを目的とし、施策実施に必要な事前調査、関係者との調整、施策の効果検証等について、その費用の支援及び技術的支援（事業実施者が困難な効果検証等に限る。）を行うものである。なお、本モデル事業における「使用済衣類回収のシステム構築」とは、回収システムの効率化等に取り組むものだけでなく、回収した使用済衣類を循環させるための具体的な計画を定め、再使用・再生利用・熱回収に関する先導的な取組を実施するものを対象とする。ただし、回収後の使用済衣類の活用については、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱回収の順で高く評価する。また、関連団体等（事業者、市民団体等）と連携した取組を高く評価する。

申請者においては、地域における使用済衣類回収のシステム構築に資するモデル事業の計画を立案の上、環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者（以下「事務局請負事業者」という。）との協力の下に、モデル事業の計画を実施する。（当該モデル事業については、申請者が必要に応じて他の事業者・市民団体等と連携を図りつつ、自主的に実施する事業であり、施設整備を伴わないものとする。）

なお、モデル事業の実施に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「古物営業法」等の関係法令を遵守すること。

＜具体的なテーマ例＞

- ・生活者が手軽に回収に出しやすい回収拠点の検討・実証
(公共施設や学校、スーパー等の複数拠点に関する比較検討と、生活者の意向調査等)
- ・公共施設や学校等における拠点回収と福祉団体を通じたリユースを組み合わせた、地域内での子ども服や制服等の再使用に関する検討・実証(回収・保管・運搬・配布に関する課題整理、効率化の検討等)
- ・生活者が衣類の回収に協力しようとするインセンティブ設計の検討・実証(訴求方法の比較検討、回収後の行き先の見える化等)
- ・公共施設や学校等を会場とした定期的な子ども服や制服等の交換会の開催と、サステナブルファッションに関する普及啓発事業
- ・AI・IoT等の先端的な情報通信技術を活用した分別回収の最適化に関する検討・実証
- ・アパレル企業における店頭回収と繊維 to 繊維リサイクルを組み合わせた、衣類のシステム構築に関する検討・実証
- ・衣類の拠点回収・交換会の実施に伴う住民同士の交流促進や地域の活性化効果の検討・実証
- ・関連団体等(事業者、市民団体等)と連携した衣類の回収システム構築及び活用に関する検討・実証
- ・衣類のリペアやアップサイクル等、付加価値をつける新たなビジネスモデルの構築に関する検討・実証

※上記はあくまで一例であり、地域の実情に応じた創意工夫による使用済衣類回収のシステム構築の実現に向けた自由な提案を求めるものである。ただし、調査・検討のみではなく実効性のある取組であることを要件とする。

※回収後の使用済衣類の活用については、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)、熱回収の順で高く評価する。システム構築においては、回収後の活用を見据え、回収対象とする衣類を適切に計画すること。

※すでに事業を実施している者が更なる取組拡大を目指す事業計画又は過年度の環境省モデル事業を活用し実施した事業と関連性がある事業計画は、すでに実施している事業と比較して検討が進展した部分や位置づけの差異等を明確にすること。なお、同一事業の継続と判断された場合には先導的なモデルと見なされず採択されないので注意すること。

※例えば、使用済衣類回収のシステム構築に関する中長期的な計画・構想の中での一部分をモデル事業として実施する場合には、モデル事業が令和5年度補正予算による支援であることを踏まえ、中長期的な計画・構想における当該事業の位置づけを事業計画に記載すること。

※モデル事業終了後も、引き続き実施されることが見込まれるもの、更なる発展や他の地域への展開が期待されるものを高く評価する。

※環境省では有識者からの助言等を得て、申請書の計画内容について評価・検討を行う予定であり、事業実施の前に、環境省と事業計画内容の事前調整を図る場合がある。

(2) 事業実施者

申請者は、地方公共団体、事業者又は市民団体等¹を原則とする。ただし、申請者が他の事業者・市民団体等と共同で提案することを妨げない。

（３）事業の採択件数・支援額

本事業の採択件数は６件程度を予定し、１事業当たり上限４００万円（税込）の支援を行う。

（４）事業の助成内容

本事業では、申請者の事業計画に沿って、事務局請負事業者が技術的支援（例えば、事業内容全般に関する意見交換・助言、効果測定の支援（アンケート設問内容の意見出し）等）を行う（モデル事業期間中３回程度の打合せを想定）とともに、事業実施に係る実費の全額または一部を支援する。

実費の支援に関しては、具体的には、下記に該当する費用のうちモデル事業の実施に必要と認められ、かつモデル事業期間内に発生する経費を、事務局請負事業者から支払うものとする。本事業以外の経費と明確に区分し、伝票、証拠書類等を保管・整理すること。本事業に直接関係のない経費と判断された場合は支援対象外経費となる。不明点がある場合にはあらかじめ相談の上、適切な経費計上に努めること。

- ・ 会議・調整の費用（会場費、構成員の交通費・謝金等）
- ・ 広報・PRの費用（ポスター、パンフレット等の作成・配布費用）
- ・ 調査・検討・分析の費用（アンケート調査の実施費用）
- ・ 連携する事業者等への委託費（人件費等）
- ・ 機械器具等のリース・レンタル費用（モデル事業期間内に発生する経費のみ）
- ・ その他モデル事業の実施に必要と認められる経費

具体的な額については、事業計画の熟度・実現可能性や具体性に応じて減額される場合がある。また、本事業の一環で有償販売を実施する場合、当該売上を控除した経費を支援対象経費とする。

※決定される事業費は、申請者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではない。

※備品購入費や施設整備費（モデル事業期間中にレンタルで設置するものは可とする。）、

ウェブサイト等の無形財産の構築費用（事業期間中のウェブサイト使用料は可とする。）等、事業終了後に財産となるような支出、単価が５万円を超える物品の計上は不可とする。

※経費の算出過程において小数点以下の端数が生じる場合は、国の基準（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和２５年法律第６１号）に準じ、原則切り捨てとする。

※本事業の採択以前に発生する経費及び事業終了後に納品される物の経費の計上は不可とする。

※本事業の一環で有償販売を実施する場合、事業実施に係る実費より当該売上を控除した金額を支援額とする。

¹ 申請者は、地方公共団体に加え、以下を想定し、いずれも「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者に限る。

① 民間企業、② 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人、③ 事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等、④ 特定非営利活動法人、⑤ 学校法人、⑥ その他団体（モデル事業実施に必要な経理基盤、実施体制を有する団体に限る）

(5) 事業の実施期間

令和7年6月上旬（採択後）から同年12月19日（金）まで

(6) 事業の成果報告

事業の成果を報告書としてとりまとめ、提出すること。

報告書に記載する事項としては、事業の実施内容、得られた知見（達成した成果、事業の効果等）、課題の整理及び今後の対応策・展望等を想定し、詳細は採択決定後に環境省及び事務局請負事業者と協議の上決定するものとする。

また、事業期間中は、事業の進捗状況・予算執行状況を環境省及び事務局請負事業者に定期的に報告すること。（頻度は1ヵ月に1回程度を想定、フォーマットは環境省及び事務局請負事業者より提供。）

3. 応募方法等

(1) 応募方法

別添4の様式による申請書に必要事項を記入の上、申請書一式を添付して、下記(3)の宛先まで電子メールで提出すること。

(2) 公募期間

令和7年3月14日（金）から同年4月25日（金）18:00まで（必着）

(3) 応募先

環境省環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

Email: hairi-recycle@env.go.jp

(4) 問合せ先

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

担当（村井・平井・齋藤（那））

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

Email: hairi-recycle@env.go.jp

※可能な限り Email で問い合わせるとしてください。

TEL: 03-6205-4946

4. 選定方法・基準等

(1) 選定方法

対象事業は、事務局請負事業者が開催する有識者等を構成委員とした審査委員会において、(2)の選定基準に基づき選定する。なお、選定過程において、申請者にヒアリングや追加資料の作成等を求める場合がある。

(2) 選定基準

モデル事業の選定に当たっては、以下の観点から評価を行う。

(ア) 事業の有効性

- ・使用済衣服回収システムの構築及び、使用済衣類の再使用・再生利用の促進に資するものであるか。また、回収した衣類を循環させるための具体的な計画を定めているか。(※循環型社会形成推進法における処理の優先順位に従い、回収後の使用済衣類の活用については、再使用（リユース）を再生利用（リサイクル）よりも高く評価する。)
- ・関連団体等（事業者、市民団体等）と連携した取組であるか。
- ・期待される効果が高いか。またその効果は事業費に対し、妥当なものであるか。
(※ここでの効果とは、モデル事業の実施による直接的な効果を意味し、モデル事業を通じて回収した使用済衣類の物品数やその容積、事業に参加した住民数等を想定する。)
- ・本モデル事業で支援する必要性や意義のある取組であるか。公益性のある取組であるか。
(※特定団体の営利のみを目的した内容ではなく、サステナブルファッションの実現に資するとともに、その他の社会課題解決にも貢献する事業を評価する。)
- ・経済対策等にも資する取組であるか。

(イ) 事業としての継続性、発展性・波及性

- ・モデル事業終了後も、引き続き実施されることが見込まれるものであるか。
(※具体的な計画・予定が検討され、モデル事業の成果を踏まえた事業継続の見込みがあるか。実施体制、事業費が検討されているか。(またはモデル事業内で検討されるか。))
- ・モデル事業の更なる発展や他の地域への展開が可能なものであるか。普及啓発も含め期待される効果は大きいのか。
(※ここでの効果とは、モデル事業終了後の使用済衣類回収の促進が期待されることを意味し、他の地域・団体への展開・波及の可能性や事業の汎用性、普及啓発の対象となった住民数等を想定する。)

(ウ) 事業の新規性、先進性

- ・これまでにない新規性・先進性のある取組であるか。
(※これまでの手法では回収協力を得ることが困難であった消費者を対象とした事業や、廃棄せざるを得なかった衣類の再使用・再生利用を実現する事業を高く評価する。
なお、地方公共団体の申請において、他の地方公共団体又は過年度のモデル事業にて類似の事例が存在するが、申請者では初めての事業である場合等は、新たに検討・実証する課題や地域の特殊性を明記すること。)

(エ) 事業の具体性・実現可能性

- ・実施計画書の計画（スケジュール等）が適切であり、具体的に記載されているか。
- ・モデル事業の成果目標が適切であり、具体的に記載されているか。
- ・モデル事業の効果検証（定量的・定性的な効果のいずれも）や課題整理の方法が適切であり、具体的に記載されているか。

- ・モデル事業の推進体制として、事業成果の取りまとめ、環境省との連携・連絡調整等に対応し得る体制が適切に整えられているか。
- ・関連団体等（事業者、市民団体等）との円滑な協力や連携が、適切かつ具体的に計画されているか。また、使用済衣類を排出する消費者に過度な手間や労力を強いるものではないか。
- ・モデル事業で回収したが、再使用または再生利用が困難となった使用済衣類の取扱いについて、適正かつ適切に計画されているか。
- ・使用済衣服回収に際して、関係法令を理解・遵守し、事業実施に向けて調整がなされていること（特に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の観点から回収する使用済衣類について、回収対象地域の市町村等と協議・調整がなされていること）。

（３）選定結果

選定結果は、令和 7 年 6 月上旬頃に申請者へ文書等により通知する。（状況に応じて、通知時期は前後する可能性有り。）

5. その他（注意事項など）

- ①過去に環境省モデル事業※（平成 23 年度から平成 27 年度までの使用済製品等のリユースに関するモデル事業、令和 4 年度及び 5 年度使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業並びに令和 5 年度及び令和 6 年度使用済衣類回収のシステム構築に関するモデル実証事業という。以下同じ。）に採択された事業の継続的な取組であっても申請を妨げるものではない。
- ②連携する事業者等が、他の地方公共団体によるモデル事業の事業者等であることを制限しない。ただし、提案するモデル事業が滞りなく進むことを申請書にて明記すること。
- ③採択された場合は、モデル事業実施者として、環境省及び事務局請負事業者と連携し、事業内容の詳細を打ち合わせた上で事業を開始する。進捗管理、分析、実施報告等に必要な書類等は、事務局請負事業者に従い提出すること。
- ④本事業の目的がその成果を広く発信することを通して他の地域・団体等への展開・波及を図るものであることを踏まえ、申請者は、モデル事業終了後も含め、本事業の成果を地域内外に積極的に発信し、他の地域・団体等への展開・波及に努めること。
- ⑤モデル事業終了後、事業成果のフォローアップ（モデル事業終了後の取組状況や、他の地域・団体等への展開・波及状況の確認）等のため、ヒアリング等により環境省への報告が求められる場合がある。

※環境省では、環境省モデル実証事業を実施し、リユースを推進することにより、循環型社会の推進や低炭素社会の構築といった環境保全上の効果のみならず、住民同士の交流促進や地域の活性化といった効果が期待された。また、それらの環境省モデル事業（令和 4 年度以降に実施した事業を除く。）の成果等も踏まえて、「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」（平成 27 年 7 月）を発出したところである。

<https://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/h26pamph01.pdf>

※現在、令和 4 年度以降に実施した事業の成果も踏まえ、手引きの改定を行う予定であり、令

和 6 年度末までの環境省 HP に掲載予定。

※改定版の手引きの掲載予定場所及び過去のモデル事業の成果は、下記を参照

「使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業（令和 4 年度及び令和 5 年度）」、

「使用済衣類回収のシステム構築に関するモデル実証事業（令和 5 年度及び令和 6 年度）」、

「使用済製品等のリユースに関するモデル事業（平成 23 年度～平成 27 年度）」

(<https://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/index.html>)

※参考 HP：サステナブルファッション特設サイト

https://www.env.go.jp/policy/sustainable_fashion/index.html

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、申請書類の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

以上